



神奈川県東ロータリークラブ

KANAGAWA EAST ROTARY CLUB

DISTRICT 2590 / CHARTERED MAY 29, 1976 / WEEKLY BULLETIN

2007-2008年度RI会長
ウィルフリッド J. ウィルキンソン



2007-2008年度
第2590地区ガバナー 亀ヶ谷 邦博

会長	吉田 隆男	会長エレクト	犬飼 和春
副会長	河野 明光	副会長	岩澤 利雄(PP)
幹事	加藤 仁昭	副幹事	古川陽太郎
会計	舘野 典久	副会計	朝日 達夫
S A A	山田 正憲	副 S A A	布施 是清
クラブ会報	田口健太郎	副 S A A	永井 隆俊(PP)

2007-2008年度
第43号週報 No.1555

2008年(平成20年)5月30日 第1555回例会記録 6月6日発行

クラブテーマ 「自然体で、ためになる、魅力あるロータリー」



事務局 ホテルキャメロットジャパン内
〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-3 TEL:045(314)3900 FAX:045(314)3555

例会日 毎週金曜日0:30~1:30 PM 例会場 ホテルキャメロットジャパン 創立記念日 昭和51年5月29日

URL <http://www.kanagawahigashi.com/> E-mail kerc@beach.ocn.ne.jp

- 司 会 古川陽太郎 副幹事
- 点 鐘 吉田 隆男 会長
- 斉 唱 国家斉唱「日本・台湾・マレーシア」
- 会長挨拶



本日は、ご多忙の中、多数の皆様のご出席を賜わり、ありがとうございます。

台北滬尾ロータリークラブ李会長ならびにご一行の皆様、マレーシアインターアクトクラブ高校生の皆様ならびに先生に対し、主催者を代表しまして、この度のご訪日を心から歓迎いたします。

今夜はリラックスして楽しい歓談の一時を過ごしていただければと思います。

ところで前年度神奈川県東ロータリークラブ会長の小池年度に私共のクラブが訪台し、台北滬尾ロータリークラブと姉妹クラブの締結をし、記念樹として桜を寄贈いたしました。

これからも姉妹クラブとして、共に奉仕活動ができるプログラムが行われていくものと思います。

それらによって貴クラブとの友好関係が、一層促進されていくことを確信しております。

また今年度1月に、私共のクラブがマレーシアのコナキタバルを訪問し、マレーシアルーヤンロータリークラブと友好クラブの締結を行いました。その時インターアクトクラブの話があり、今回5人の高校生と先生が、今月27日に訪問することとなりました。

日本の高校生との交流、日本文化の体験、鎌倉及び東京見学、そしてディズニーランドなどのプログラムが既に行われ、またこれから行われることとなっています。

どうぞ、これらを大いに楽しんで下さい。そして、今回の経験を将来に役立てて下さい。

では最後となりますが、皆様方は訪日が実り多いものとなることを願いつつ、簡単ではありますが歓迎の挨拶とさせていただきます。

本日《6月6日》のプログラム

- ◆ 斉 唱 「君が代」「理想の奉仕」
- ◆ 献 立 さくらますのムニエル
- ◆ 卓 話 「文明開化の横浜写真」
岩田 忠利 様(茂木 知子 会員)

滬尾 R.C 代表挨拶



記念品贈呈



ルーヤン R.C シャン・タオ IAC 代表挨拶



御礼状受領



閉会宣言・点鐘



瀨尾 R.C・シャン・タオ IAC 歓迎会



例会終了後、瀨尾 R.C・シャン・タオ IAC の歓迎会が行われました。

開会



犬飼エレクトから開会の挨拶が行われました。

乾杯



アトラクション (津軽三味線)



アトラクション (日本舞踊)



斉唱 手に手つないで



アトラクション (ダンス)



「マレーシア・ルーヤン R.C インターアクト高校生に日本文化を紹介する三溪園の集い」

5月31日、インターアクト高校生に日本文化を体験していただきたいとの思いから、三溪園にて

11時 集合



12時 旧燈明寺本堂（重要文化財）にて邦楽演奏および日本舞踊を鑑賞していただきました。



前日に当クラブからプレゼントした浴衣も着ていただきました。



13時 昼食

14時 蓮華院のお茶室にて吉田会長より薄茶・濃茶が振舞われました。



出席報告

田中 栄 委員長

会員総数	66名	(52+14)名	
出席会員数	54名	(45+9)名	
出席率	88.52%		
ゲスト	38名	ビジター	0名
前回補正後	93.65%	前々回補正後	96.49%

スマイルボックス

山田 正憲 SAA

吉田隆男君 台湾滬尾ロータリークラブ李会長ならびにご一行の皆様、マレーシアインターアクト高校生の皆様ならびに先生、ようこそいらっしゃいました。

若澤利雄君 滬尾 R.C の皆様、ようこそ。ルーヤン R.C の交換学生の皆様、日本を楽しんでいますか？

植田清司君 台北滬尾ロータリークラブの皆様、マレーシア・シャントオインターアクトクラブの皆様、ようこそいらっしゃいました。

雨宮和則君 台湾滬尾ロータリークラブの皆様、ようこそいらっしゃいました。 田中栄さん、大金をお立て替えいただきありがとうございました。

5月30日	4件	12,000円
本年度累計額		2,159,485円

ロータリーミニ情報

採択制定案 07-228

(前回の続き)

第11条 (手続要覧第201～204ページ)。

第11条 会長の指名と選挙

11.030. 会長指名委員の選挙

11.030.1. 資格のある候補者への通知

事務総長は、次年度に会長指名委員を務める資格のある元理事一人ひとりに書簡を郵送するものとする。その書簡は3月1日から15日までに郵送されるものとする。書簡で、元理事に対して、指名委員会として考慮されるのを望むかどうか尋ね、指名委員を務める意思と能力があるなら自分の氏名をリストに載せてほしいと4月15日までに事務総長に通知するように要請する。4月15日までに何の応答もない理事は、会長指名委員を務める意思がないものとみなされる。

11.030.2. ゾーン内に適格の理事が1人のみの場合

指名委員を務める意思と能力のある適格の元理事がゾーンから1人しかいない場合、会長は、その元理事を、ゾーンの指名委員として宣言するものとする。

11.030.3. ゾーン内に適格の理事が2人以上いる場合

指名委員を務める意思と能力のある適格の元理事が2人またはそれ以上いる場合、指名委員と補欠委員が郵便投票で選ばれるものとする。郵便投票の手続は次の通りである。

11.030.3.1. 投票用紙の準備

事務総長は、投票用紙を準備する。該当する場合は、単一移譲式投票の投票用紙を準備する。投票用紙には適格の元理事全員の氏名をアルファベット順に記載するものとする。

11.030.3.2. 投票用紙の書式

事務総長は、5月15日までにゾーン内の各クラブに投票用紙を郵送させなければならない。投票用紙に、元理事一人ひとりの写真と履歴書を添える。履歴書には、氏名、所属クラブ、これまでのRI役職と就任した国際レベルの委員会の名称ならびに就任年度を明記するものとする。この投票用紙は、記入のうえ6月30日までにRI世界本部の事務総長に必着するよう返送されなければならない旨指示して郵送するものとする。

11.030.4. クラブの投票

各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。但し、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。

11.030.5. 選挙管理委員会の会合

会長が選挙管理委員会を任命するものとする。選挙管理委員会は、会長の決定する時と場所において会合し、投票用紙を審査し、これを数えるものとする。この会合は7月10日までに開かれるものとする。選挙管理委員会は、その投票結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して書式証言しなければならない。

11.040. 委員会の職務遂行手続

11.040.3. 指名委員会への氏名の提出

事務総長は、毎年、5月1日から5月15日の間に、会長を務める資格を得ることになるロータリアン全員に対し書簡を郵送するものとする。書簡で、かかるロータリアンに対して、会長の被指名者として考慮されることを希望するかどうか尋ね、会長を務める意思と能力があるものとして自分の氏名をリストに載せることを希望する旨、6月30日までに事務総長に通知するように要請する。6月30日までに事務総長に返答しないこれらのロータリアンは、指名委員会によって考慮されない。事務総長は、指名委員会が召集される際に指名委員を務める意思のあるロータリアンのリストを同委員会に提出するものとする。

11.050. 委員会による指名

11.050.1. 最適任のロータリアン

委員会は、会合を開き、会長を務める意思があることを表明した元理事のリストの中から職務に当たるべき人物として求め得る最適任のロータリアンを指名するものとする。

11.050.2. 委員会

委員会は、8月15日までに、理事会の定める時と場所において開かれるものとする。

11.050.3. 定足数と投票

委員会の委員12名をもって定足数とする。委員会のすべての議事の処理は多数決によるものとする。但し、委員会の行う会長ノミニーの選出については、委員会委員のうち、少なくとも10名の投票がそのノミニーを支持する票であることを要する。

11.060. 委員会報告

クラブ宛の委員会報告は、委員会の閉会后10日以内に、委員長から事務総長に書式証言されなければならない。事務総長はこの報告を受けてから、財政的に実行可能な限り早急に、しかしいかなる場合でも30日以内に、その報告書の内容を各クラブに通知しなければならない。
(次回へ続く)

次回《6月13日》の卓話予定

「年度末挨拶」

会長、副会長、幹事、会計